

青森県報

第二百二十六号

令和二年
二月二十八日
(金曜日)

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号及び様式目次中「法人事業税」の下に「特別法人事業税」を加える。

第九号様式を次のように改める。

目 次

○青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税 務 課）…一

告 示

○公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………（総務学事課）…三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………（障害福祉課）…三

○右 同……………（ 同 ）…三

○公共測量の終了……………（監 理 課）…三

○液化石油ガス販売事業者の認定……………（消防保安課）…四

公 告

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………（県民生活…四

（文 化 課）…四

○特定非営利活動促進法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定による公示……………（ 同 ）…四

教育委員会

○学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則……………（教職員課）…五

公安委員会

○交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………（警 務 課）…六

第十三号様式のもの中「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税督促状」を
「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税督促状」に

地方法人特別税

特別法人事業税又は
地方法人特別税

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の青森県県税条例施行規則第九号様式の規定により調製した法人県民税、法人事業税、地方法人特別税更正（決定）書、用紙及び同規則第十三号様式のその一の規定により調製した督促状の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

告 示

青森県告示第百三十三号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百一十一号（公印の印影を印刷することができない文書）の一部を次のように改正する。

令和二年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第七号中10を削り、11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とする。
第五十六号中「五百枚」を「五十枚」に改める。

青森県告示第百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和二年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	担当する 医療の種類	指定辞退 年月日
タカビ口矯正歯科医 院	十和田市東二十三番町 二一の六	歯科矯正に関する 医療	令和二・三・三

青森県告示第百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和二年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退 年月日
つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	令和 二・二・一

青森県告示第百三十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 測量計画機関
蓬田村
- 測量の種類
公共測量（デジタル空中写真測量、写真地図作成）
- 測量の期間

令和元年八月五日から令和二年一月三十一日まで
測量の地域

東津軽郡蓬田村地内

青森県告示第百三十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認 定 年月日
八戸液化ガス株式会社	平野 薫	八戸市卸センター二丁目六 の二七	令和 二・二八

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

令和二年二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人藤崎町体育協会

三 代表者の氏名

相馬 勝治

四 主たる事務所の所在地

南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

五 定款に記載された目的

この法人は、藤崎町におけるスポーツ団体等と地域住民に対して、スポーツ教室や大会等の事業を行い、スポーツの振興と地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定による公示

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の有効期間の更新をしたので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和二年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

特定非営利活動法人斗南んどこ健康村

二 代表者の氏名

奈良正義

三 主たる事務所の所在地

むつ市大字田名部字下道四

四 その他の事務所の所在地

なし

五 更新に係る有効期間

令和二年三月二十三日から令和七年三月二十二日まで

教 育 委 員 会

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則（昭和三十六年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「年 月 日生」を「年 月 日」に、

判定及びその理由	
----------	--

を

判定及びその理由	
病欠休暇・休職を要する期間	年 月 日まで
出勤・復職可能日	年 月 日

を定める。

様式第二号の二中「年 月 日生」を「年 月 日」に、

出勤・復職に関する意見	
-------------	--

を

出勤・復職に関する意見	
休職を要する期間	年 月 日まで

に、

出勤・復職可能日	年 月 日
----------	-------

※ この精密検査証明書は、密封の上発行してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」

「注1 この精密検査証明書は、密封の上発行してください。」

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」

様式第三号中

検査の結果上記のとおり診断する。	年 月 日	住 所	医師名
------------------	-------	-----	-----

を

休職を要する期間	年 月 日まで			
出勤・復職可能日	年 月 日			
検査の結果上記のとおり診断する。	年 月 日	所在地	医療機関名	医師氏名

を定める。

様式第四号及び様式第五号中

「年 月 日	住 所	医師名
--------	-----	-----

を

「年 月 日	所在地	医療機関名	医師氏名
--------	-----	-------	------

を定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

青森県公安委員会委員長 成田 晋

青森県公安委員会規則第一号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains a table with '所轄警察署' (Jurisdictional Police Station) and '名称' (Name) / '位置' (Location) for '八戸駅前' (Hachinohe Station) and '小中野交番' (Kochino Police Box).

Table showing '改正前' (Before Amendment) details for '類家交番' (Ryuka Police Box) and '売市交番' (Urimachi Police Box) with their respective addresses.

Table showing '改正後' (After Amendment) details for '類家交番' (Ryuka Police Box) and '売市交番' (Urimachi Police Box) with their respective addresses.

Table showing '改正前' (Before Amendment) details for '外ヶ浜警察署' (Sotogahama Police Station) and '平館警察署' (Hirakane Police Station) with their respective locations.

Table showing '改正後' (After Amendment) details for '外ヶ浜警察署' (Sotogahama Police Station) and '平館警察署' (Hirakane Police Station) with their respective locations.

八戸警察署	八戸警察署 館警察官 駐在所	八戸市大字櫛引字 上川原二番地一	〔略〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九
八戸警察署	八戸警察署 大館警察署 官駐在所	八戸市新井田西三丁目十五番十二号	〔略〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九
八戸警察署	八戸警察署 中沢警察署 官駐在所	八戸市南郷区大字市野沢字家口山六番地二	〔略〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九
八戸警察署	八戸警察署 官駐在所	八戸市是川一丁目	〔略〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九

八戸警察署	八戸警察署 館警察官 駐在所	八戸市大字櫛引字 上川原二番地一	〔同上〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九
八戸警察署	八戸警察署 大館警察署 官駐在所	八戸市新井田西三丁目十五番十二号	〔同上〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九
八戸警察署	八戸警察署 中沢警察署 官駐在所	八戸市南郷区大字市野沢字家口山六番地二	〔同上〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九
八戸警察署	八戸警察署 官駐在所	八戸市是川一丁目	〔同上〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九

三戸警察署	三戸警察署 斗川警察署 官駐在所	三戸郡三戸町大字 斗内字清水田十八番地一	〔略〕	沢警察署	官駐在所	十二番地五
				鳥守警察署	官駐在所	八戸市南郷区大字島守字中里四十九番地三
三戸警察署	三戸警察署 田子警察署 官駐在所	三戸郡田子町大字 田子字上野ノ下夕六番地十五	〔略〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九
三戸警察署	三戸警察署 名川警察署 官駐在所	三戸郡南部町大字 平字広場四十八番地四	〔略〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九

三戸警察署	三戸警察署 斗川警察署 官駐在所	三戸郡三戸町大字 斗内字清水田十八番地一	〔略〕	沢警察署	官駐在所	十二番地五
				鳥守警察署	官駐在所	八戸市南郷区大字島守字中里四十九番地三
三戸警察署	三戸警察署 田子警察署 官駐在所	三戸郡田子町大字 田子字上野ノ下夕六番地十五	〔略〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九
三戸警察署	三戸警察署 名川警察署 官駐在所	三戸郡南部町大字 平字広場二十八番地五	〔略〕	沢警察署	官駐在所	大字舞戸町字下富
				赤石警察署	官駐在所	田二十九番地百十九

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	南部警察 官駐在所	三戸郡南部町大字 沖田面字門前下十 三番地六
		福地警察 官駐在所	三戸郡南部町大字 福田字館先十七番 地一
	[同上]	南部警察 官駐在所	三戸郡南部町大字 沖田面字門前下十 三番地六
		福地警察 官駐在所	三戸郡南部町大字 福田字館先十七番 地一

附 則

- この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- 一 次号から第四号までに掲げる改正規定以外の改正規定 公布の日
 - 二 別表第二中外ヶ浜警察署の項の改正規定 令和二年三月二日
 - 三 別表第一の改正規定 令和二年三月九日
 - 四 別表第二中三戸警察署の項の改正規定 令和二年三月十八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭